

第73回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答

問 着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されています。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、論点整理案の通り選択制とすることが良いと考えます。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要だと思われれます。

その場合、約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の条件付けについて、指定設備設置事業者としてはどのような措置が良いとお考えですか。

(関口構成員)

(ソフトバンク株式会社回答)

- ご指摘の通り、ビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、論点整理案の通り選択制とすること及びビル&キープ方式を望まない事業者に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することは必要と考えます。なお、ビル&キープ方式の選択においては、事業規模の大小に依らず、双方の合意の下で採用されるべきと考えており、関口先生のご意見に賛同いたします。

その上で、約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の条件付けに関しては、例えば、サービス呼等ビル&キープ方式の採用が不適切な呼種や接続形態以外について、従来の精算方式に加え、ビル&キープ方式も選択できる旨の規定を新たに接続約款に設けるとともに、指定事業者又は接続事業者（指定事業者・非指定事業者問わず）の一方的な要望のみで強制的に採用されないよう「両者が合意した場合に限り選択できる」といった要素も当該規定に盛り込む必要があると現時点では想定しています。

また、ビル&キープ方式の採用が強制されることがないことを担保するためには、約款化だけではなく、接続料算定研究会の報告書や事業者間協議の円滑化に関するガイドライン等で以下のような「2社間の協議において、強制的にビル&キープ方式の採用を求めることは適切でない（業務改善命令に該当する等）」ことの詳細例を明示いただくことも有効と考えます。

<具体例>

- ・ビル&キープ方式を選択しない事業者に合理的な理由なく、精算に係るコスト

の一部負担を求めるなど不当な差別的取扱があった場合

- ・ビル&キープ方式に合意後、トラヒック状況の変化を理由に一方の事業者が従来の精算方式への見直しを申し出たにも関わらず、合理的な理由なく応じない場合

- ・ビル&キープ方式の採用を拒否していることを理由に、他サービスや他設備の接続協議を遅延させる又は接続を拒否する場合

以上